平成２４年（フ）第８６号
群馬県桐生市境野町４丁目1126番地の２
破産者　田中　淳司
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第７号
群馬県桐生市菱町１丁目2989番地の３
破産者　岡田　　浩
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１３８１号
東京都西東京市ひばりが丘２丁目８番９号パルハイツ108号
破産者　三浦　勇次
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３６６号
大津市瀬田大江町59―１
破産者　有限会社フードプラン
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７８号
京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町２番地の５
破産者　共栄食品株式会社
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
京都市下京区中堂寺粟田町93番地
破産者　株式会社Ｅｃｏ
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番22号
破産者　ミヨシ商事株式会社
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６３号
兵庫県西宮市今津社前町３番７号
破産者　ウェルライフプラン株式会社
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８４号
兵庫県尼崎市名神町１丁目３番11号
破産者　日本エリント株式会社
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０７号
和歌山市松ヶ丘２丁目６番７号
破産者　株式会社行ちゃん.
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５０号
大阪府泉佐野市上町１丁目２番１号
破産者　有限会社エス
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２５６号
熊本市中央区琴平２丁目９番71号
破産者　有限会社片山工務店
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第１５号
鹿児島県指宿市湯の浜２丁目８番17号
破産者　益田久美子
1　決定年月日　平成25年７月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３３５号
埼玉県和光市白子２丁目19番10号ペイサージュ107
破産者　岩崎　仁美
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
さいたま市桜区大字白鍬420番地２　シャトレスカイⅡ102号
破産者　増子　　茂
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４６４号
埼玉県川口市西川口２丁目15番29号　セントラル西川口203号、旧住所埼玉県川口市西川口２丁目７番14号　篠原荘202号
破産者　星　　健二
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
堺市中区深阪2351番地１、前住所福岡県田川郡川崎町大字川崎2005番地
破産者　折田　安昭
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟613号室
破産者　富永　敦子
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３７０号
大阪府羽曳野市誉田３丁目16番18号―303号室、住民票上の住所大阪府八尾市龍華町２丁目１番20―1411号
破産者　赤松　麻紀
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３８２号
堺市北区金岡町704番地２　エバーグリーン金岡２号館107号室
破産者　藤中　廣信
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３８３号
堺市北区金岡町704番地２　エバーグリーン金岡２号館107号室
破産者　藤中壽美江
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
堺市南区桃山台２丁８番７―919号
破産者　北島　牟博
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４３０号
堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁104番地
破産者　住吉　　魁
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目34番８号シャトーヒロ103号
破産者　徳重　妙子
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係